

東久留米市災害時要援護者  
避難支援計画  
(全体計画)

平成23年9月

東久留米市

# 目次

第1章 総則	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の構成	1
4 対象となる災害時要援護者	2
第2章 災害時要援護者情報の収集・把握と、個人情報の管理	4
1 災害時要援護者の把握	4
2 災害時要援護者情報の収集	4
3 災害時要援護者情報の共有と個人情報保護のための措置	4
第3章 避難支援体制	6
1 基本的な考え方	6
2 要援護者班の設置	6
3 関係機関との連携	6
4 避難支援体制の構築	7
第4章 情報伝達等	8
1 避難に関する情報	8
2 情報伝達ルート	9
3 防災情報の周知	9
第5章 安否確認	10
1 安否確認の方法	10
2 安否情報窓口の設置	10
第6章 避難誘導及び避難所における支援	11
1 避難誘導の手段・経路等	11
2 避難所における支援	11
第7章 要援護者避難訓練の実施	13
資料	
東久留米市災害時要援護者登録・支援制度実施規程	15
東久留米市災害時要援護者支援計画策定検討委員会設置要綱	22
東久留米市地域福祉計画	24
東久留米市災害時要援護者支援計画策定検討委員会会議内容	25
東久留米市災害時要援護者支援計画策定検討委員会委員	26

# 第1章 総則

## 1 計画の目的

近年、集中豪雨や台風による風水害、東北地方太平洋沖地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など、全国各地で大きな災害が発生している。こうした中、特に高齢者や障害者等の災害時要援護者の被災が多く見られることから、災害時要援護者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められている。

避難支援計画は、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにしたものであり、災害時要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とする。

## 2 計画の位置付け

避難支援計画は、東久留米市地域防災計画の災害時要援護者対策について、避難支援に関する事項を中心に具体化したものである。

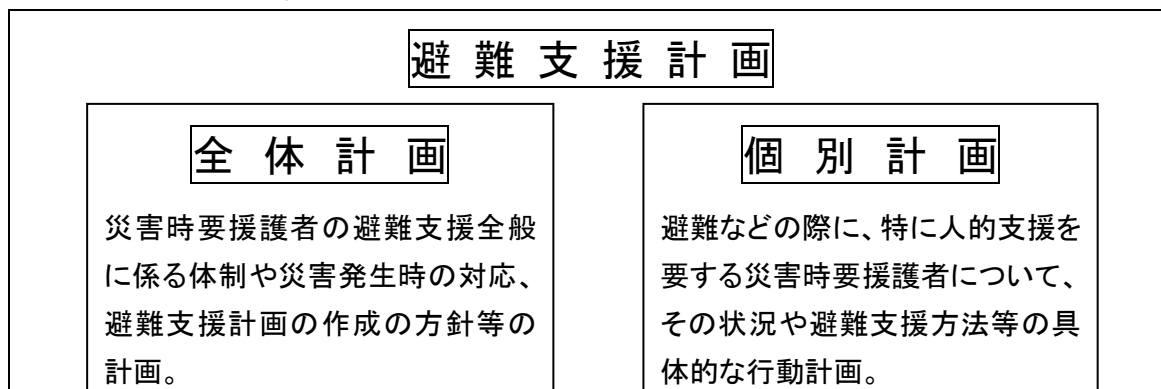
## 3 計画の構成

避難支援計画は、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と災害時要援護者一人ひとりの計画を定めた「個別計画」により構成する。

「全体計画」とは本書のことを指し、ここでは災害時要援護者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別計画」の作成方針等の基本的な事項について定める。

「個別計画」とは本書に基づき、避難などの際に、特に人的支援を要する災害時要援護者一人ひとりについて、その状況や避難支援方法等を地域単位で具体的に示したものをいう。

《避難支援計画の構成イメージ図》



#### 4. 対象となる災害時要援護者

避難支援計画の対象者となる災害時要援護者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する次の者とする。

- 75歳以上の高齢者
- 寝たきりで自力歩行が困難な者
- 心身等に障害がある者
- その他東久留米市長が必要と認める者

これらの災害時要援護者の避難行動の特徴や配慮したい主な事項は、下表のとおりである。

災害時要援護者は、適切な防災行動をとりにくい個々の特徴があり、その状況を十分認識し、それに応じた対応を図ることが必要である。

なお、避難などの際に特に人的支援を要する災害時要援護者については一人ひとりの支援を要する度合い等を検討し、避難支援計画の作成を推進するものとする。

(災害時要援護者の避難行動の特徴や配慮したい主な事項)

区分	避難行動の特徴	配慮したい主な事項
ひとりぐらし高齢者及び高齢者のみの世帯	体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で行動できる。	情報を伝達し、救助・避難・誘導してくれる人を確保しておく。
寝たきり等高齢者	自力で行動することができない。危険情報を発信することが困難である。	車いす(電動車いすを除く。)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と援護者を確保しておく。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
認知症高齢者	自分で危険を判断し、行動することが難しい。危険情報を発信することが困難である。	避難・誘導してくれる人を確保しておく。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
視覚障害者	視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独では、素早い避難行動がとれない。	音声により周辺の状況を説明する。 安全な場所へ誘導してくれる人を確保しておく。
聴覚障害者言語障害者	音声による避難・誘導の指示が認識できない。 視覚外の異変・危険の察知が困難である。 自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	文字、光、色などの視覚による認識手段を提供する。 筆談が可能となるよう、常時筆記用具を携帯する。

区分	避難行動の特徴	配慮したい主な事項
肢体不自由	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。	車いす(電動車いすを除く)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と援護者を確保しておく。
内部障害者 難病患者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 常時使用する医療機器(危機によっては電気、酸素ボンベ等が必要)や薬、ケア用品を携帯する必要がある。	車いす(電動車いすを除く)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と援護者を確保しておく。 外見では分からない障害であることを通知する。 医療機関との連絡体制を確立しておく。薬やケア製品、電源を確保しておく。
知的障害者	異変や危険の認識が不十分な場合や発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合がある。	安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないように対応できる人を確保しておく。
精神障害者	発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 普段から服用している薬を携帯する必要がある。	極力、服薬の中断を来さないように、本人及び援護者は薬の名前を知っていることが必要である。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
妊産婦	行動機能が低下しているが、自力で判断し、行動することはできる。	避難・誘導してくれる人を確保しておく。
乳幼児	危険を判断し、行動する能力はない。 4～5歳を過ぎれば自己対応能力が備わってくる。	保護者側の災害対応力を高めしておく必要がある。 自分で自分の身を守る方法を習得させる。
外国人	日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。	日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供等が必要となる。 母国語による情報提供や相談が必要となる。

※ 上表は、東京都の「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」から引用。

## 第2章 災害時要援護者情報の収集・把握と、個人情報の管理

### 1 災害時要援護者の把握

災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者の把握と関係者間での情報の共有が必要であり、日頃から災害時要援護者の居住地や生活状況等の把握に努め、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくこととし、紙ベースや電子媒体での保管を行うことで、発災時に備えることとする。

### 2 災害時要援護者情報の収集

災害時の避難などについて、特に人的支援を要する災害時要援護者情報の収集は、次の方式により行い、避難支援計画を作成・登録していくこととする。

また、これらの方式をより多くの災害時要援護者に周知し、避難支援計画の作成・登録を呼びかけるため、市が保有する情報の活用等についても検討を行う。

#### (1) 手上げ方式

災害時の避難支援を希望し、平常時から自治会、自主防災組織、民生・児童委員、避難支援者等に個人情報を開示することに同意するものは、登録申請書に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。

#### (2) 同意方式

自治会、自主防災組織、民生・児童委員等と連携し、地域において支援が必要な人を把握し、登録の働きかけに努めるものとする。

登録に際しては、手上げ方式と同様に個人情報を開示することについて災害時要援護者から同意を得ることとする。

### 3 災害時要援護者情報の共有と個人情報保護のための措置

災害時要援護者に関する情報については、東久留米市個人情報保護条例に基づき、関係機関や団体間での共有に努めるものとする。

市長は、この計画の実施に当たり、東久留米市個人情報保護条例(平成17年3月30日条例第2号。)第5条第1項に基づき、あらかじめ、この計画に基づく個人情報の取扱いについて市長に届出を行うとともに、その適正な実施を確保するため、次のとおり所要の措置を講ずる。

#### (1) 個人情報保護に関する指導・啓発

市長は、健康状態、心身の障害等に関する個人情報が、適正な取扱いを行うべ

き個人情報の中でも特に配慮を要する情報であり、この計画の実施に当たっては特に配慮を要する情報を取り扱うことに留意し、関係する職員、自主防災組織等の構成員、要援護者の避難を支援する者、民生委員等がその重要性を十分に認識し、万が一にも取扱いに誤りのないよう必要な指導、啓発等を行う。

## (2)個人情報の管理

市長は、この計画の実施に伴い個人情報を取り扱う職員、自主防災組織等の構成員、支援者等に対し、個人情報について、条例第7条第2項及び第3項の規定に基づき、次の事項を遵守するよう徹底する。

- ① この計画に定めた者以外の者に閲覧させ、又は伝達しないこと。
- ② この計画に定めた場合のほか、写しを作成しないこと。
- ③ 紙媒体により管理すること。(市長が管理する場合を除く。)
- ④ 個人情報を含む紙媒体は、施錠可能な金庫等に保管すること。
- ⑤ 市長が電子媒体により管理する場合は、暗号化等のセキュリティ対策を講じること。
- ⑥ 市長は、情報の更新、災害応急対策の完了等によって不要となった個人情報を、市長以外の者が保有するものは返納させ、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。
- ⑦ 要援護者名簿に関する内容の更新は、時期を定めて行うものとする。

## 第3章 避難支援体制

### 1. 基本的な考え方

個別具体的な要援護者への支援については、要援護者の自助及び地域（近隣）の住民ならでの活動による共助を基本とし、地域社会の連携強化を推進することにより、要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備・充実を図るものとする。

行政機関は、計画等の策定や関係機関相互の連携強化を図ることなどにより、災害発生時における迅速な公助の実施を可能とするよう努めるものとする。

また、市は、東久留米市地域防災計画等に基づき、要援護者支援を含めた市民の防災意識の向上に努めるものとする。

自 助	自分ができることを、自分自身で行う。 「自らの身の安全は、自らが守る。」
共 助	個人の力だけでは解決が困難なことを、地域で協力して行う。 「自分たちのまちは、自分たちで守る。」
公 助	課題が専門的である、広域的である等、個人や地域の力では解決できないことを、国・都・市・消防・警察・自衛隊などの公的機関が行う。

\* 災害発生直後の「公助」には限界があるため、日頃から「自助」「共助」の充実を図ることが重要である。

### 2 要援護者班の設置

市は、災害時における「要援護者班」を以下のとおり設置する。

- ・ 位置付け： 災害対策本部中、福祉保健部内に設置
- ・ 業 務： 施設利用者の避難及び救護の指示、第二次避難所の設置、後方収容施設への斡旋、要援護者の生活相談、外国人罹災者への相談窓口設置、地域防災計画に規定される「災害時要援護者対策班」との総合調整 等

### 3 関係機関との連携

災害時要援護者の支援は、地域（近隣）の共助の力が重要となる。このため、市は、自治会、自主防災組織、民生・児童委員等の関係機関・団体と連携し、避難支援体制の構築を推進する。

これらの組織としての役割は「災害時要援護者対策班」をもって当てるものとし、さらに地域コミュニティや地域における要援護者支援に関する人材の育成に努めるなど、支援体制の充実を図ることとする。



#### 4 避難支援体制の構築

避難などの際に、特に人的支援を要する災害時要援護者については、関係機関・団体と連携し、避難支援計画の作成を通じて、支援体制を構築していくこととする。

なお、避難支援体制の構築にあたっては、災害時要援護者本人に対し、避難支援者による支援は任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、支援が困難となる場合もあり、災害時要援護者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

また、地域コミュニティが醸成されていない地域における避難支援者の体制については今後検討していくこととする。

## 第4章 情報伝達等

### 1 避難に関する情報

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合は、市は下表のとおり避難準備情報の発表や避難勧告・指示を発令する。

このほか、災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達する。

#### 《避難勧告等の一覧》

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者避難情報)	○ 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	○ 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況	○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の切迫した状況等に応じて避難することもある。

## 2 情報伝達ルート

災害時の情報等については、市は次表のように多様な手段を講じて情報提供を行う。

《情報伝達手段の一覧》

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
防災行政無線による放送	○	
広報車両等による広報	○	
放送事業者への情報提供による放送	○	○
市防災情報メールの配信		○
市ホームページへの掲載		○
臨時広報紙の発行		○

情報伝達は、上記に加え、障がいの状況に応じて考慮する必要がある。

このため、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が災害時要援護者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する必要がある。

## 3 防災情報の周知

市が作成する防災マップや洪水ハザードマップが住民に活用されるよう、窓口での配布、市ホームページへの掲載等を行う。

また、各種マップを用いて災害時要援護者関連施設の位置や避難場所、公共施設や福祉施設への情報伝達方法、避難経路等を平常時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に災害時要援護者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識の向上を図る。

## 第5章 安否確認

### 1 安否確認の方法

災害時要援護者の安否確認については、市は次のような手段を講じて行う。

この際、自治会、自主防災組織等の関係機関・団体のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備することとする。

確認方法	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難者名簿</li><li>○ 民生・児童委員の調査に基づく報告</li><li>○ 障害者団体、福祉関係団体等の調査に基づく報告</li><li>○ 防災市民組織の調査に基づく報告</li><li>○ 福祉保健部及び関係部署の調査に基づく報告</li><li>○ その他関係機関の調査に基づく報告</li></ul>
------	---

### 2 安否情報窓口の設置

市は、関係機関・団体や避難支援者による安否確認、安否情報の集約、災害時要援護者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、災害時要援護者対策班に安否情報窓口を設置する。

## 第6章 避難誘導及び避難所における支援

### 1 避難誘導の手段・経路等

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがあるため避難準備情報等を発令した場合は、市は安全な地域への避難誘導を行う。

この際、特に人的支援を要する災害時要援護者については、避難支援計画に基づいて、市と地域住民等が連携して避難誘導を行い、それ以外の災害時要援護者については、近隣住民同士の日頃からの繋がりにより避難を促すことを基本とする。

このため、平常時から、市、自治会、自主防災組織、福祉関係者等の役割分担を明確にしつつ連携して対応することとする。

また、災害時要援護者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに移動してみて、避難経路を確認しておくように努めるものとする。

なお、避難経路の選定にあたっては、地震の際に倒壊の恐れのある場所や洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、災害時要援護者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

### 2 避難所における支援

#### (1) 避難所における支援対策

避難所においては、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を災害時要援護者の避難状況に応じて仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等を設置するなど環境整備に努める。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係機関・団体、事業者と事前に協定を締結するなどにより、平常時から対応等を講じておくこととする。

避難所では、災害時要援護者の要望を把握するため、自治会、自主防災組織、福祉関係者、避難支援者等の協力を得つつ、災害時要援護者からの相談を受け付ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、女性も配置するなどの配慮を行うものとする。

さらに、避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なことから、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを安定させる取り組みが重要であることから、保健師等による健康相談、

二次的健康被害(エコノミークラス症候群、生活不活発病等)の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、状況に応じて避難所から二次避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行うものとする。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、関係機関・団体、事業者等と事前に協定を締結するなど、平常時から役割分担を明確にしておくこととする。

## (2) 二次避難所の体制整備

市は、指定した二次避難所において、災害時要援護者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備できるよう努めるものとする。

なお、二次避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火構造を備え、バリアフリー化されているなど、災害時要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である福祉センターや特別支援学校、社会福祉施設等の既存施設を活用することとする。

また、二次避難所を指定した場合は、その所在や避難方法を災害時要援護者を含む地域住民に周知するものとする。

## 第7章 要援護者避難訓練の実施

災害時要援護者が迅速かつ適切に避難を行うためには、災害時要援護者本人を含めた近隣住民同士での日頃からの繋がりや災害時要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、普段の防災活動だけではなく、声かけや見守り等、地域における各種活動との連携を平常時から深めることが重要である。

また、自宅で生活される災害時要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自治会、自主防災組織、福祉関係者等と連携し、災害時要援護者や避難支援者とともに、災害時要援護者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図るものとする。

避難訓練には、地域住民や災害時要援護者、避難支援者等が積極的に参加し、災害時要援護者の居住情報を共有し、避難に関する情報の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上に努めるものとする。

このため、毎年8月に実施している総合防災訓練等において、災害時要援護者に対する情報伝達や避難支援、二次避難所設置運営訓練等の訓練を行うこととする。

# 資料



## ○東久留米市災害時要援護者登録・支援制度実施規程

平成 21 年 11 月 13 日訓令甲第 14 号

(目的)

**第 1 条** この規程は、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の申請に基づき東久留米市（以下「市」という。）が作成した災害時要援護者登録名簿（以下「名簿」という。）を支援組織に提供することにより、登録した要援護者が迅速かつ的確に避難でき、及び避難支援体制作りを進めるため、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録対象者)

**第 2 条** 登録対象者は、在宅で生活し、次の各号のいずれかに該当する者で、自力又は家族等の支援では災害時に避難が困難で、避難支援を受けるために東久留米市個人情報保護条例（平成 17 年東久留米市条例第 2 号）第 10 条第 3 項に規定する個人情報の目的外利用及び外部提供について同意するものとする。

- (1) 75 歳以上の高齢者
- (2) 寝たきりで自力歩行が困難な者
- (3) 心身等に障害がある者
- (4) その他東久留米市長（以下「市長」という。）が必要と認める者

(支援組織)

**第 3 条** 支援組織は、次のとおりとする。

- (1) 自治会及び自主防災組織
- (2) 東久留米市民生委員・児童委員協議会
- (3) 東久留米市社会福祉協議会
- (4) 東久留米消防署
- (5) 東久留米市消防団
- (6) 市民部防災防犯課
- (7) 東久留米市災害対策本部要援護者班（福祉保健部障害福祉課及び介護福祉課）
- (8) その他市長が特別に認めた組織及び団体

2 支援組織は、災害時に、名簿に登録された者（以下「登録者」という。）に対し、地域で災害情報の伝達、安否確認及び避難支援等（以下「支援等」という。）を行うものとする。

3 支援組織は、平素から要援護者の状況の把握や支援者の確保など必要な体制の構築に努めるものとする。

(登録申請等)

**第 4 条** 名簿への登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、災害時要援護者登録・支援申請書（様式第 1 号）により市長へ提出しなければならない。

2 登録希望者が障害等により登録の手続きが困難な場合には、代理により申し込むことができるものとする。

3 登録希望者は、次条で定める名簿情報の支援組織への提供について同意するものと

する。

- 4 市長は、第1項の規定に基づく登録の申し込みが行われた場合、申込内容について審査し、速やかに名簿に登録するものとする。

(名簿情報)

**第5条** 名簿に登録される情報（以下「名簿情報」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 氏名カナ
- (3) 氏名漢字
- (4) 性別
- (5) 年齢
- (6) 住所
- (7) 連絡先（電話番号）
- (8) 該当理由等
- (9) 家族構成及び同居状況

(登録内容の変更)

**第6条** 登録者は、名簿情報について変更が生じた場合は、災害時要援護者登録・支援（内容変更・抹消）届出書（様式第2号。以下「届出書」という。）により、速やかに市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに名簿情報を変更するものとする。
- 3 市長は、名簿情報に変更があったことを知った場合で、登録者から第1項の規定に基づく変更の申出がなされなかったときは、職権により名簿情報の変更をすることができるものとする。

(名簿の提供)

**第7条** 市長は、第4条の規定に基づき新規に名簿を作成したとき及び前条の規定により名簿情報の変更を行ったときは、速やかに名簿を支援組織に提供するものとする。

(受領書の提出)

**第8条** 支援組織は、前条の規定により名簿を受領したときは、速やかに災害時要援護者の名簿受領書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(名簿情報の保護)

**第9条** 支援組織は、第7条の規定により名簿の提供を受けたときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報保護の観点を十分尊重し、名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
- (2) 自治会及び自主防災組織においては、原則として組織の代表者が名簿を管理すること。
- (3) 名簿は原則として複写しないこと。

- (4) 組織の代表者は、支援組織に属する者に対し、登録者の情報を必要かつ最小限の範囲で伝えること。
- (5) 支援組織に属する者は、名簿の登録等により得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。支援組織に属する者がその職務を退いた後においても、同様とする。
- 2 支援組織は、前項各号に掲げる事項に反した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、支援組織に名簿情報の保護に関して、必要に応じ指示又は調査を行うことができる。

(登録の抹消)

**第10条** 登録者は、名簿情報の抹消を求める場合には、届出書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに登録の抹消をするものとする。
- 3 市長は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができるものとする。
- (1) 登録者が死亡したとき。
- (2) 登録者が市外に転出したとき。
- (3) 登録者が第2条の要件に該当しなくなったと認められるとき。

(市の責務)

**第11条** 市は、この規程に基づき実施される災害時要援護者支援について、次の事項に配慮しなければならない。

- (1) 真に支援が必要な要援護者からの名簿登録を促進するため、地域との連携等による普及啓発を実施すること。
- (2) 地域の支援組織の支援体制構築に当たっての指導、助言その他必要な支援を実施すること。

(委任)

**第12条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

**付 則**

この訓令は、平成21年11月15日から施行する。

### 災害時要援護者登録・支援申請書

**同意書**

私は、災害時要援護者登録・支援制度の趣旨に賛同し、登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報を災害対応の目的で、東久留米市が市民部防災防犯課及び災害対策本部要援護者班、東久留米市民生委員・児童委員協議会、自治会、自主防災組織、東久留米市社会福祉協議会、東久留米消防署、東久留米市消防団に提供することを承諾します。また、登録内容に変更等が生じた場合は速やかに届け出します。

氏名 ⑩

【以下の情報は、災害対応及び更新調査以外に使用することはありません。】

（注：\*印欄は必ず記入してください）

		登録番号	
フリガナ *氏名		*性別	男・女
*生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 ( ) 歳	血液型	A・B AB・O
*住所		*電話・FAX	
		携帯電話番号	
メールアドレス		避難所名	
担当民生委員	氏名 電話番号	自治会名	
*申請理由等	○をつけてください。（複数可） 1. 75歳以上の方のみの世帯 2. 寝たきりで自力歩行が困難 3. 心身等に障害がある （身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度、精神保健福祉手帳1級） ①視覚障害者 ②聴覚・言語障害者 ③肢体不自由者 ④内部障害者 ⑤その他（ ） 4. その他（ ） ≪必要な医療・サービス≫ 現在受けている治療、医薬品等があればお書きください。		
*家族構成及び同居状況		避難支援者の氏名	（近くに支援者がいる方のみ）
緊急時の連絡先	氏名	続柄	電話番号（携帯電話でも可）・FAX

注1) 選択する部分は、いずれかに○をつけてください。（複数可）

注2) 登録内容（住所・電話・理由等）が変更になった場合や登録が不要になった場合は、市役所「防災防犯課」へご連絡ください。

注3) 担当民生委員・自治会名が分からない場合は記入しなくても結構です。

東久留米市長 殿

### 災害時要援護者登録・支援（内容変更・抹消）届出書

<p><input type="checkbox"/> 私は、災害時要援護者登録・支援制度に登録した内容に変更がありましたので、届け出します。                  (変更箇所： _____ )</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、災害時要援護者登録・支援制度の名簿から登録を抹消したいので、届け出します。</p> <p style="text-align: center;">氏名 _____ 印 _____</p>
--

(以下の情報は、災害対応及び更新調査以外に使用することはありません。)

		登録番号	
フリガナ 氏名		性別	男・女
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 ( ) 歳	血液型	A・B AB・O
住所		自宅電話・ FAX	
		携帯電話 番号	
申請理由等			

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

東久留米市長 殿

組織名

代表者

住 所

氏 名

㊞

### 災害時要援護者の名簿受領書

当組織は、東久留米市から当該地域の災害時要援護者登録名簿（以下「名簿」という。）を受領しました。

なお、名簿に記載された情報については、個人情報保護の観点を十分尊重し、名簿情報の漏洩や拡散がないよう適切に管理すること及び災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないことを遵守します。

## 災害時要援護者登録名簿

(        年    月    日現在)

登録 番号	フリガナ 氏名	性別	年齢	住 所 電話番号・FAX番号	該当 理由	同居 有無	安否 確認
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

該当理由 1. 高齢者    2. 寝たきり自力歩行困難    3. 心身等の障害 (①視覚障害  
②聴覚・言語障害    ③肢体不自由    ④内部障害    ⑤その他)    4. その他

## ○東久留米市災害時要援護者支援計画策定検討委員会設置要綱

平成22年6月24日訓令乙第108号

### (設置)

第1 東久留米市災害時要援護者登録・支援制度実施規程（平成21年東久留米市訓令甲第14号）に基づき、地域の支援組織の支援体制を構築するため、東久留米市災害時要援護者支援計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 委員会は、災害時要援護者支援計画策定に必要な事項について調査及び検討を行い、その結果を東久留米市長（以下「市長」という。）に報告する。

### (組織)

第3 委員会は、別表に掲げる支援団体等の者をもって組織し、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4 委員会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5 委員会は、会長が招集し、議長は会長が行う。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数により決する。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会議は、原則公開とする。ただし、委員会の決定により公開しないことができる。

### (庶務)

第6 委員会の庶務は、市民部防災防犯課において処理する。

### (委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 付 則

1 この訓令は、平成22年6月24日から施行する。

2 この訓令は、第2の規定で定める市長への報告の日の翌日をもって、その効力を失う。



別表（第3関係）

支 援 団 体 等	人 数
自治会連合会	3名
東久留米市民生委員・児童委員協議会	2名
東久留米市社会福祉協議会	1名
東京消防庁東久留米消防署	1名
東久留米市消防団	1名
東久留米市市民部生活文化課	1名
東久留米市福祉保健部福祉総務課	1名
東久留米市福祉保健部障害福祉課	1名
東久留米市福祉保健部介護福祉課	1名
東久留米市福祉保健部健康課	1名
警視庁田無警察署警備課	1名
特別養護老人ホーム	1名
その他市長が特別に認めた団体	1名

## 東久留米市地域福祉計画

「サンライトプランひがしくるめ 東久留米市地域福祉計画」  
第2次改定（平成17年3月）

### 第2部 各論

#### 第2章 在宅サービスの充実

##### 第1節 高齢者、障害者、子育て家庭への在宅福祉サービスの充実

##### 2-1-6 安全・防災対策の充実

#### ①見守りネットワーク及び緊急通報システムの充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害者世帯の緊急時の不安を解消するために、自治会や民生委員の協力を得て「見守りネットワーク」づくりを進めるとともに、高齢者や障害者等のために、GPS（位置情報システム）や携帯メールの活用など防災システムの構築に努めます。

#### ②消防署、警察署等関係機関との連携強化

現在、消防署では在宅のねたきり高齢者や重度障害者宅などの見廻りや調査、指導を行い、予防活動を進めています。今後も消防署、警察署等関係機関との連携を強化し、民間福祉施設への火災報知器設置の徹底、防災訓練への参加や防犯の促進を図り、安全な日常生活の確保に努めます。

#### 【整備目標】

事業名	現況	整備目標		実施主体
		前期(H17～21)	後期(H22～26)	
見守りネットワークの充実	19の自治会、約5000人が参加（平成16年秋）	充実	充実	市、市民
緊急通報システム等の充実《重点事業》	82台（平成15年度）	充実	充実	市、関係機関
安全・安心まちづくり条例	平成17年4月1日施行	施行	充実	市、関係機関
災害情報・緊急メールシステム	平成17年度、スタート予定	施行	充実	消防署

平成23年9月27日

## 災害時要援護者支援計画策定検討委員会 会議内容

- 第1回 平成22年 9月24日（金）午後1時30分～3時
- ・委員の委嘱
  - ・会長、副会長互選
  - ・支援計画策定等について
- 第2回 平成22年10月29日（金）午後1時30分～3時30分
- ・要援護者情報の収集・把握
  - ・個人情報の管理
  - ・支援体制の整備
- 第3回 平成22年11月25日（木）午後1時30分～3時
- ・避難情報の等の伝達
  - ・危険箇所の周知について
- 第4回 平成23年 1月17日（月）午後1時30分～3時
- ・安否確認の方法など
  - ・避難誘導、避難所における支援
- 第5回 平成23年 2月14日（月）午前10時～11時30分
- ・全体計画のまとめ
- 第6回 平成23年 3月24日（木）午後2時～3時30分
- ・全体計画の訂正について
- 第7回 平成23年 5月16日（月）午後2時～2時45分
- ・全体計画の中間報告
- 第8回 平成23年 7月13日（水）午後2時～3時30分
- ・全体計画のパブリックコメントにおける意見についての検討
- 第9回 平成23年 9月27日（火）午前10時～11時50分
- ・全体計画の報告

## 東久留米市災害時要援護者支援計画策定検討委員会委員

氏 名	団 体 名 等	在 任 期 間
◎ <small>うめ</small> 梅 <small>もと</small> 本 <small>ふじ</small> 富 <small>し</small> 士 <small>こ</small> 子	東久留米市自治会連合会	平成 22 年 9 月 24 日～
<small>まつ</small> 松 <small>だ</small> 田 <small>りつ</small> 律 <small>こ</small> 子	東久留米市自治会連合会	平成 22 年 9 月 24 日～
<small>むら</small> 村 <small>い</small> 井 <small>やす</small> 康 <small>こ</small> 子	東久留米市自治会連合会	平成 22 年 9 月 24 日～ 平成 23 年 7 月 12 日
<small>もり</small> 森 <small>あき</small> 彰 <small>ひろ</small> 宏		平成 23 年 7 月 13 日～
<small>すず</small> 鈴 <small>き</small> 木 <small>ひ</small> 久 <small>さ</small> 佐 <small>こ</small> 子	東久留米市民生委員・児童 委員協議会	平成 22 年 9 月 24 日～
○ <small>ふく</small> 福 <small>ち</small> 地 <small>さぶ</small> 三 <small>ろう</small> 郎	東久留米市民生委員・児童 委員協議会	平成 22 年 9 月 24 日～
<small>おか</small> 岡 <small>の</small> 野 <small>やす</small> 泰 <small>つぐ</small> 嗣	東久留米市社会福祉協議 会	平成 22 年 9 月 24 日～
<small>は</small> 芳 <small>が</small> 賀 <small>ゆき</small> 幸 <small>お</small> 雄	東京消防庁東久留米消防 署警防課	平成 22 年 9 月 24 日～
<small>の</small> 野 <small>むら</small> 村 <small>もと</small> 基 <small>ゆき</small> 之	東久留米市消防団	平成 22 年 9 月 24 日～
<small>いの</small> 井 <small>うえ</small> 上 <small>たく</small> 卓	市民部生活文化課	平成 22 年 9 月 24 日～
<small>せり</small> 芹 <small>ざわ</small> 澤 <small>ひろ</small> 宏 <small>み</small> 美	福祉保健部福祉総務課	平成 22 年 9 月 24 日～
<small>あき</small> 秋 <small>やま</small> 山 <small>さと</small> る <small>悟</small>	福祉保健部障害福祉課	平成 22 年 9 月 24 日～
<small>ば</small> 馬 <small>ば</small> 場 <small>みき</small> 幹 <small>と</small> 人	福祉保健部介護福祉課	平成 22 年 9 月 24 日～
<small>ひら</small> 平 <small>た</small> 田 <small>ま</small> 真 <small>み</small> 未 <small>え</small> 恵	福祉保健部健康課	平成 22 年 9 月 24 日～ 平成 23 年 3 月 31 日
<small>はやし</small> 林 <small>せ</small> 世 <small>つ</small> 津 <small>こ</small> 子		平成 23 年 4 月 1 日～
<small>よし</small> 吉 <small>だ</small> 田 <small>やす</small> 安 <small>たか</small> 孝	警視庁田無警察署警備課	平成 22 年 9 月 24 日～
<small>かね</small> 金 <small>こ</small> 子 <small>あき</small> 昭 <small>お</small> 男	特別養護老人ホームけんち の里	平成 22 年 9 月 24 日～

◎:会長 ○:副会長(敬称略 順不同)

東久留米市災害時要援護者避難支援計画

(全体計画)

平成23年9月

発行 東久留米市  
編集 東久留米市市民部防災防犯課  
〒203-8555  
東久留米市本町3-3-1  
電話 042-470-7777 (代)